

高知県移住就業ポータルサイト及び顧客管理システムの構築・運用提案 委託業務 企画提案書プロポーザル審査要領

高知県移住就業ポータルサイト及び顧客管理システムの構築・運用提案委託業務プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる参加者

審査は、次の各号をすべて満たす参加者を対象に行う。

- (1) 別途定める高知県移住就業ポータルサイト及び顧客管理システムの構築・運用提案委託業務 企画提案書プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

(1) 基本機能【50点】

本事業の目的を理解したうえで、効果的・効率的に運用できるシステムが提案されているか。

- ・ ページ作成更新等が、サイト管理者及びサイト運営者ともに利便性が高く、生産性の向上につながるものとなっているか。
- ・ トップページの構成や主要ページが分かりやすく工夫されており、サイト訪問者を新規相談につなげるようになっているか。
- ・ アクセス状況などのデータ分析結果を容易に把握でき、その結果をもとにサイトの改善が図れるような運用ができるか。
- ・ 仕様書の基本要件に記載されたもの以外で、業務の効率化や生産性向上につながる機能や仕組みがあるか。

(2) 独自提案【50点】

サイト訪問者を、潜在層から顕在層へと押し上げるように、新サイトのサービスなどの利用を通じて移住に向けた行動を喚起させるような機能や仕組みがあるか。また、その効果について数字を用いるなど定量化して説明できているか。

- ・ サイト訪問者のニーズを引き出し、そのニーズに応じた情報を自動的に提示することで高知への興味関心を高め、市町村やセンターの相談窓口への問い合わせを誘発させるといったような、潜在層から顕在層へ押し上げる機能や仕組みがあるか。
- ・ 移住確度の高い者を会員登録へと誘導することや、将来の移住の可能性のある者に対して移住の確度を高め会員へと誘導することなど、想定されるターゲットを複数設定し、それぞれのターゲットに最適な導線となるように設計されているか。
- ・ サイト訪問者のニーズに応じて、市町村の関連ページ（コンテンツ）を表示するなど、

市町村の作成するページ（コンテンツ）が埋もれないように有効に活用される機能や仕組みがあるか。

- ・その他、新規相談者や会員を確保することを目的とした、サイト訪問者への利便性の向上や、新サイトへの再訪、新規訪問などが図れる機能や仕組みがあるか。

（3）拡張提案【25点】

追加投資が、事業効果を高めるものとなっているか。

- ・オプション（令和2年度の見積限度額を超えるもので、将来的に拡張可能なもの）として提案されている内容が有効なもので、費用対効果が高いものとなっているか。

（4）情報セキュリティ対策【25点】

安全性、信頼性の高いシステムとなっているか。

- ・不正アクセス対策やデータバックアップなどが十分なものとなっているか。
- ・障害発生後の対応が十分なものとなっているか。
- ・アカウントの発行管理の負担が少なく便利なものか。

（5）実績・実施体制等【25点】

適切な業務実施が期待できる体制となっているか。

- ・業務に応じた専門的な人材が配置され、円滑に業務を遂行できるか。
- ・過去に同様の実績があるなど、本業務に係る基本的な能力を有しているか。
- ・令和2年度の開発スケジュールに問題はないか。

（6）経費見積【25点】

見積は適正かつ費用対効果の高い提案となっているか。

- ・令和2年度の経費の積算内訳及び根拠が明確に示されているか。
- ・令和3年度以降の運用保守費の積算内訳及び根拠が明確に示されているか。
- ・令和2年度の経費と、令和3年度以降の運用保守費の5年分の累計額が、妥当なものとなっているか。

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

（1）日時、場所

日時：令和2年9月25日（金）午前9時30分から

場所：別に定める（オンラインによる参加も可とする）

（2）プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1社20分以内とする。

イ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

ウ 順番及び開始時間は別途お知らせする。

（3）実施方法

ア プレゼンテーションにおいて、スライドや動画を投影して説明することができる。

ただし、企画提案書に記載のない事項を投影することは認めない。(企画提案書の内容に記載された画面等が動的に遷移するようなものは認める。)

イ ヒアリングは、企画提案書（別冊の参考資料を含む）を用いることを基本とする。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。なお、最低基準点は各審査員の平均で120点とし、審査の結果、平均点がこれを下回った事業者については選定しないこととする。(参加者が1事業者のみであっても、同様とする。)
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (5) 審査会参加者が1者のみの場合でも、審査基準に基づく審査を行い、提案内容が提案依頼書の内容を満たしていると審査委員会で判断された場合は、候補者の選定を行う。